



あなたの命を守る
補助金があります。

あなたの住まいは
安全ですか？

写真提供：熊本県宇土市（平成28年熊本地震）

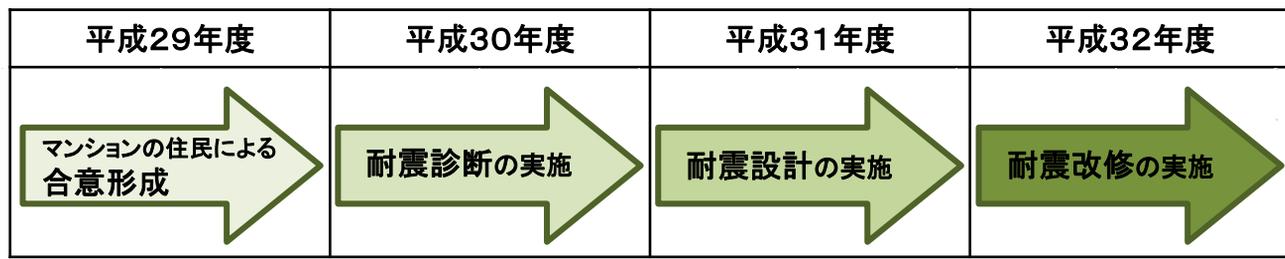
分譲マンションの耐震改修補助を拡大！ 市内業者施工の場合、補助額を **20%割増** します!!

市では、建築物耐震改修促進計画に基づいて、耐震補助事業を平成32年度まで取り組む予定です。分譲マンションの場合、管理組合等において合意形成を行い、耐震診断⇒耐震設計⇒耐震改修と各年度ごとに進める必要があり、3年以上を要します。

そのため、耐震診断・耐震設計・耐震改修のすべてに補助金を利用するには、今年度中に合意形成を図ることをおすすめします。（下記スケジュール参照）

早めのご検討をお願いします。

※賃貸マンションは対象になりません。



倒壊の恐れが高い住宅 **約 12%**

※昭和56年5月31日以前に着手された住宅や耐震補強されていない住宅で、いわゆる新耐震基準を満足していない住宅の割合を指しています。（平成28年9月31日現在）

戸建て住宅の耐震補助も
引き続き行っています。

詳しくは裏面をご覧ください。

耐震診断・耐震設計・耐震改修（建替）補助金交付制度の概要

1. 補助金交付対象について

① 対象建築物

- ・市内にある昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を取得し着工した旧耐震基準の住宅及び併用住宅（※マンションの建替は補助対象外です。）
- ・自己居住用の住宅であり、今後も居住する住宅であること
- ・現在まで適正に管理されており（違反建築物等になっていないこと）、今後も適正に維持管理されるもの

② 対象者

- ・申請日において、志木市に居住する対象建築物の所有者（共同住宅については、区分所有者）
※市内に居住している期間の要件は廃止しました。
- ・地方税等を滞納していないこと

③ 耐震診断者

- ・補助金交付規程に定める建築士が行うこと

2. 補助金額について

耐震診断	戸建住宅・安全支援住宅	100,000円を限度に耐震診断に要した費用の相当額
	分譲マンション（共同住宅）	耐震診断に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額7,000,000円）があります。）
耐震設計	分譲マンション（共同住宅）	耐震設計に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額7,000,000円）があります。）
耐震改修	戸建住宅	400,000円（※1）を限度に耐震改修工事に要した費用の1/5
	安全支援住宅	800,000円（※1）を限度に、耐震改修工事に要した費用の相当額
	分譲マンション（共同住宅）	耐震改修工事に要した費用の1/5かつ戸数×300,000円以内（※2）（戸数に応じて実施要領に定める限度額（最高額30,000,000円）があります。）
建替	戸建住宅	一戸につき400,000円（※1）
	安全支援住宅	一戸につき800,000円（※1）

（※1） 市内業者施工の場合 200,000円 が加算されます。

（※2） 建設業許可を受けている市内業者が耐震改修工事を行う場合、限度額に最大20%が加算されます。（市内業者とは市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業所のことです。）

平成30年1月31日までに申請してください。また、業者と契約する前に申請が必要です。

安全住宅リフォーム補助交付金制度の概要

安全な住環境づくりのため、**市内業者施工**のリフォーム工事に補助金を交付します。

① 対象者

- ・市内に居住する市民税等の滞納のない方に限ります。
※市内に居住している期間の要件は廃止しました。
- ・自己居住用の戸建住宅の所有者、共同住宅の区分所有者（違反建築物は対象外）

② 対象工事

- ア、耐震補強関連工事（総額10万円以上）
市の補助対象となる耐震補強工事に伴って行う改修工事
- イ、バリアフリー改修工事（総額10万円以上）
室内の段差解消、手すりの設置、和便器から洋便器への改修等の工事

③ 補助額

- ア、イそれぞれの工事に対し、10万円を限度に対象工事費用の30%

詳しくは、**志木市建築開発課**へお問い合わせください

電話：048-473-1111（内線2522）

Fax：048-487-5353 Email：kentiku@city.shiki.lg.jp